

令和3年9月決算審査特別委員会

令和3年9月15日（水曜日）

◎ 出欠席委員氏名

阿 部 恭 平 委員長 丹 野 貞 子 副委員長

出席委員（12名）

1番 岡田桂司 議員	2番 齋藤隆 議員	3番 榎正義 議員
4番 佐藤修二 議員	5番 吉田芳美 議員	6番 東海林信弘 議員
7番 阿部恭平 議員	8番 松田收作 議員	9番 丹野貞子 議員
10番 木村章一 議員	11番 石垣光洋 議員	12番 細矢誓子 議員

欠席委員（0名）

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真木邦弘 事務局 長 齋藤 淳 議事係 長
嶋田 愛 総括主任

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長	河内耕治 副 町 長
板坂憲助 教 育 長	真木吉雄 監 査 委 員
後藤 浩 防災・危機管理監兼 総務課 長	真木秀章 総務課主幹
牧野隆博 政策推進監兼 企画財政課 長	宇野 勝 まちづくり推進課長
矢作 勲 税務町民課 長	堀米清也 健康福祉課 長
増川 仁 農林振興課長併 農業委員会事務局長	佐藤晃一 商工観光課 長
須藤俊一 都市整備課 長	今部憲治 上下水道課 長
岸 康彦 会計管理者兼 会 計 課 長	鈴木淳子 学校教育課 長
秋場弘昭 生涯学習課 長	庄司祐一 総務課長補佐 兼 総務係 長
日塔俊浩 企画財政課長補佐	

◎ 委員会日程

令和3年9月15日（水）

委員会日程第4号

日程第1 付託案件の審査、採決

- 議第67号 令和2年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第68号 令和2年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定について
議第69号 令和2年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第70号 令和2年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第71号 令和2年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第72号 令和2年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議第73号 令和2年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について

閉 会

◎ 本日の会議に付した事件

委員会日程第4号のとおり

◎ 開 議

午前9時

落ちなしと認めます。

では、最初に「2番齋藤隆委員」

○阿部委員長 おはようございます。

本日の欠席通告委員はありません。

ただいまの出席委員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の委員会日程は、お手元に配付のとおりであります。

○阿部委員長 日程第1、付託案件の審査、採決を行います。

議第67号令和2年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（2番、10番の通告あり）

2番、10番。確認します。2番、10番、落ちありませんか。

（「なし」の声あり）

○齋藤委員 1点だけ質疑します。

ページ168・169、6款1項1目の保健事業費です。成果に関する調書では184ページ、この中のジェネリック医薬品差額通知事業ということで年6回、41万2,729円とありますけれども、この事業の効果、どのように見ているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○阿部委員長 「矢作税務町民課長」

○矢作税務町民課長 ご説明いたします。

まず、ジェネリック医薬品の使うというふうなことで、医療費の抑制というふうなものには少なからずつながるものという認識をしております。

○阿部委員長 「2番齋藤隆委員」

○齋藤委員 私も以前にジェネリック医薬品を使って医療費を少しでも下げるべきだということで、過去に一般質問したこともありましたが、この事業、たしか平成23年頃からずっと継

続してやられているかと思います。当時は年2回でした。途中から年6回に変更になっているということで、単年度で見ただけではなかなか分からない。この金額が少なければ少ないほどジェネリック医薬品に切り替えているというふうに見ることができるのかなと思うんですね。

この金額が少なければ、やっぱりそれなりの効果が上がっているのかなと私は思います。

ここ3年ぐらい見ると、年々この金額が下がってきているんですね。ですから、確実にこの効果は上がっているし、ジェネリック医薬品に切り替えているということが言えるかと思います。

ただ一方で、成果に関する調書、一番冒頭の概要の文書ですけれども、これは毎年出ているんですが、医療費通知やジェネリック医薬品差額通知保険事業などを実施し、増加する医療費の抑制に努めているということで、これはずっとほとんど変わらない文書ですが、この中の、医療費通知というものもやっていますけれどもね、これは医者にかかっている、あなたの医療費が保険事業からこのぐらい払われているということで、そういう保険の金額を明示しているわけですけれども、なかなか通院している人にとって、だから通院やめろというわけにはいかないの、この通知はなかなか厳しいというか、医療費削減にはつながらないんですが、やっぱりこのジェネリック医薬品の差額通知というものは結構効果があるのかなと思います。

それで、ただ問題は、医者によってこのジェネリック医薬品に対する考え方が、温度差があるのかなと。

私、2つの医院に通院しているんですが、2つの科目です、一方の医院はジェネリック医薬品、保険証にもちゃんとシール貼って、使ってくださいということで貼っ

ているんですが、一向に変わらないと。

一方の医院では、しっかりとジェネリックにしていますけれども、効果は変わりませんからということで、はっきりと医者も言うし、あと薬局、また別にあるものですから、薬局でもそういうちゃんと説明するわけですね。

私の見る限りは、昔からの院内で処方するというところが、どうしてもそういったジェネリックに切り替わりにくい傾向があるのかなというような感じがしますけれども、この辺の、医師会としても、なかなか医師会挙げてやろうという雰囲気ではないのかなと思うんですが、ちょっとその辺の状況、どうでしょうか、どういうふうに捉えていますか。

○阿部委員長 「矢作税務町民課長」

○矢作税務町民課長 やはり齋藤委員おっしゃいますように、医院によって、あと薬局によって、院内処方によってというふうなことで、ジェネリック医薬品を使うか使わないかというふうなことでの差異といいますか、そういった違いというものは必ず、少なからずあるように私も感じております。

保険証に、ジェネリック医薬品を使っていたきたい的な提示でありますとか、いろんな形で進めてはいるものの、やはり昔からの取引先でありますとか、そういった絡みも若干は残っているのかなというふうに思われます。

そういうふうなこともありますので、うちのほうといたしましては、ジェネリック医薬品について使っていただくよう再度働きかけていくような試み、そういったものを進めていかなければならないと思っております。

○阿部委員長 「2番齋藤隆委員」

○齋藤委員 そうですね。本当に、特に昔からのかかりつけ医というものが院内で処方するというので、なかなかジェネリックに替えてくださいということも言いづらいと。思い切

って言った人がいるんですが、そこの薬剤師に、いや、ジェネリック薬品なんて効かないんだみたいなことを言われたと。ちょっとそういう話も聞こえてくるんです。

ですから、やっぱり医師会なんかも挙げてやっていくような雰囲気をつくっていただきたい。

以前に、山形県の医師会に私、ジェネリック医薬品についての医師会としての見解、どうなんだと言ったら、なかなか医師会挙げてというふうにはならないというような、そういう返答だったんですね。

やはり寒河江、西村山郡の医師会もそういう傾向で、院によってばらつきがあるということで、ここは何ともしようがないというか、私もジェネリックに替えてほしいんですが、なかなか変わらないという状況はありますので。

その辺もぜひ話を進めて、ジェネリックに切り替わるような、機会がありましたら医師会とも話をさせていただいて、進めるようにやっていただきたいと思います。

先ほど来、国民健康保険の保険税、高いんだという話もありますけれども、これを少しでも引き下げるためにもこういった、我々も、医者にかかっている人もそういう努力をしなくてはいけないのかなということで、まずはこの事業をしっかりと続けていただきたいということで、私の質疑を終わります。

○阿部委員長 以上で2番齋藤隆委員の質疑を終わります。

次に、「10番木村章一委員」

○木村委員 国保会計で、歳入、156ページ、1款1項1目国保税についてお伺いします。

国保税の納入で、滞納されている方と、それから短期保険証を発行されている方、さらに資格証の発行状況について、数字をお聞きします。

○阿部委員長 「矢作税務町民課長」

○矢作税務町民課長 国保税の滞納者の方、あと短期証、資格証の方というふうなことでのお尋ねでありますので、ご説明いたします。

令和2年度につきましては、ちょっとこれは二重に重なっている部分がありますので、それぞれ申し上げますけれども、滞納者につきましては、現年分で92名、滞納繰越分で121名、ここはダブっている方がいらっしゃると思いますので、それぞれの数字、申し上げますけれども、そういった状況になっております。

あと、短期証の発行でございますが、これにつきましては51世帯ということになっております。

あと、資格証については11世帯と確認されております。以上でございます。

○阿部委員長 「10番木村章一委員」

○木村委員 数字、確認いたします。短期証、資格証は、現年分と滞納繰越分合わせたの世帯に結果として出されているという数字でいいのかどうか。現年分のあれのところでは、そちらは何人と言っていましたか、その後、短期証、資格証は世帯と言いましたが、違うんですか、それと同じ数字ですか。

○阿部委員長 「矢作税務町民課長」

○矢作税務町民課長 税に関しましては、納税義務者という捉え方でありまして、あと短期証発行、資格証発行については交付世帯という捉え方になりますので、短期証、資格証につきましては、現年や滞納というふうな概念は特にありません。

○阿部委員長 「10番木村章一委員」

○木村委員 短期証、資格証は、その滞納繰越分なども含めてのことかどうか聞きます。

○阿部委員長 「矢作税務町民課長」

○矢作税務町民課長 それらも総合的に含まれております。

○阿部委員長 「10番木村章一委員」

○木村委員 この数字を聞きますのは、昨日などの議論でも申し上げましたが、国保税は組合健保とか共済健保の方々比べて税額が2倍ぐらい高くなる。なおかつ、収入がないところに世帯割とか、それから人数割というような、町県民税、所得税なんかですと、逆に減額になる。基礎控除、それから扶養控除と減額になる部分が、逆に税額が増えるというような制度もあって、なかなか国保税というのは負担感が高い。収入に比べてたくさんの税金を出さなければいけないという仕組みもありまして。

なので、そういう状況をよく把握しながら、町県民税とか、そちらの場合と、その対象の仕方といいますかね、そこで、例えば資格証になってしまうと、全額、医療費を払ってから後で返してもらおうと。お金がなくてお医者さんに行けないのに、さらに厳しい状況になるというようなことにもなりかねないので、その辺の対応については、気持ちの上で區別していかななくてはいけないのではないかなと思うんですよ。

額が大きいのでね、国保税、こちらかもらいたいと。どっちを先に減らすかはあれですけども、強く求めたいというときにも、そういった事情は十分にしないと、この国保税というものはなかなか厳しい税制といいますかね、そういう状況があります。

全国の知事会などでも、こういった仕組みが問題あるんじゃないかということで、改善などを国に求めていくようなことも、動きも出ているような中身でありますので、そういったことも認識しながらの対応をしなければいけないのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○阿部委員長 「矢作税務町民課長」

○矢作税務町民課長 ちょっと昨日からの繰り返しになってしまう部分もあるのですが、やは

り国保税そのものが高いか安いというふうなことでありますが、ほかの、例えば先ほど木村委員がおっしゃいました組合健保とか、そういったものとの比較をしてしまうと、やはり割高感といいますか、ルールがそもそも違いますので、そういった形では、国保税のほうがやはり、やや高く感じるというものは、それはあるかと思います。

ただし、今、現行のルールの中でいいですか、仕組みの中で国保税が決められて、それをこちら側からお願いして納めていただくというふうなものを考えた場合、やはり県内の中で国保税が高いか低いというふうなことに必ず触れなければならないと思います。

昨日から何度か説明をしているのですが、やっぱり世帯当たりの国保税は、本町の立ち位置といいますか、そういったものを説明する場合ですけれども、35団体中24番目ということなんです。

実際、市町村の平均としては、これは世帯当たりなんですけど、15万9,000円というものが県内での平均値になります。それが、うちの場合、15万1,000円ということなので、若干、真ん中よりは低いということで、下から数えたほうがやっぱり早いというふうな順番にいるんですけども。

やはり国保税については、今現在それぞれの市町村で保険料というものを定めておりますが、これが令和5年度ぐらいまでに県内統一の保険料とかの検討でありますとか、そこはまだ決まってははいないんですが、そういったものを検討するとか、また全国的なもの、そういったものの話もいろいろあるようでございます。

ただ、うちのほうでは保険料を比較的たくさんといいますか、比較的、金額的には、ある基金を利用しながら、そこを今のレベルからは上げないというふうな方向で、そのスタ

ンスでというふうなことはずっと今後も継続していかねばならないのかなと思います。

下げるというふうなことではなく、今のレベルをずっと保っていくといいますか、保持していくというふうなことが以前からのスタンスでございますので、それは基金を毎年有効に活用しながら、そういったことは進めていかねばならないと考えているところでございます。

○阿部委員長 「10番木村章一委員」

○木村委員 その議論は昨日しました。私も申し上げたいことは申し上げました。

ここで申し上げたいことは、この滞納者数92人で、短期証と資格証を足して62ですから、滞納はしているけれども、そういう資格制限を受けていないという世帯もあるわけなんです、その辺のところでの判断といいますか、本当にここで滞納を、どうしても払えないということで資格証にしてしまったら、医者に行けなくて、かえって病気が重篤になったとか、もっと厳しいことにもなるなんてことがないように、状況もよく見ながら、本当に払えるのに払わないと、余裕でいい暮らしをしているように見えるけれども払わないというものと、そうでなくて、本当にせっぱ詰まっている状況などもよく見ての対応もしなければいけないのではないかという議論です。そこはどうでしょうか。

○阿部委員長 「矢作税務町民課長」

○矢作税務町民課長 やはり、資格証、短期証とかにいく前にまず納めていただくということが大事なことなのですが、やはりその方の生活、それを守った上で納めていただくということが一部いいわけなんですけれども、やっぱりそれでも納められないというふうなことは、やっぱりこういった形で数字に出ているというふうなことです、それはやっぱりあります。

そういった方につきましては、やはりいろんな形でこちらからお知らせしたり、アクションを起こしたりすると、納められたり、そういった形の方も出てきますので、必ずしも払えないということではないのかなと、みんながみんなですね、そういった方もいらっしゃるということですので。

その辺の、町民の方々の、どうしたらこういったことになってしまうのかというふうなことについては、やはり注意して見ながら、いろいろと対応策については考えていかねばならないのかなと思います。

○阿部委員長 「10番木村章一委員」

○木村委員 私が申し上げたように、この税制そのものが非常に厳しい税制だと。収入、所得がないのに多額の税額の納入を求められるということを認識して、それで、この資格証の発行を基本的にしないなどというふうになっている自治体もあるんですね。

この辺は、国ではなくて、町の判断でできるところでもあるんです。そこまでは、私は今、ここではまだ求めませんが、しかしそういった配慮はしているところもあるという認識をぜひ、しての対応をしてほしいということです。

話も大体お互いに言いたいことに近づきましたので、そこを申し上げて、ぜひそういうことを求めるということで、質疑を終わりたいと思います。

以上、終わります。

○阿部委員長 以上で10番木村章一委員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり認定するに賛成の委員

の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第67号令和2年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

○阿部委員長 次に、議第68号令和2年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり認定するに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第68号令和2年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

○阿部委員長 次に、議第69号令和2年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり認定するに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第69号令和2年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

○阿部委員長 次に、議第70号令和2年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり認定するに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第70号令和2年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

○阿部委員長 次に、議第71号令和2年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(12番の通告あり)

12番。

それでは、「12番細矢誓子委員」

○細矢委員 それでは、2点お伺いします。

1款1項4目趣旨普及費、決算235ページ、成果200ページ、趣旨普及費88万2,200円、この活動内容というものはどのようなものなのか、ちょっとお尋ねします。

あと、もう一点、5款2項1目一般介護予

防事業費、決算が241ページ、成果202ページ、地域介護予防活動支援事業費、健康づくり講演会委託料25万円です。こちらの講演会の内容と講師名はどのようなものであったのか、あと参加者の人数なんかも分かりましたらお答えください。

○阿部委員長 暫時休憩します。

休憩 午前9時26分

再開 午前9時27分

○阿部委員長 休憩を解いて再開します。

「堀米健康福祉課長」

○堀米健康福祉課長 まず、235ページの趣旨普及費、消耗品であります、これにつきましては、介護保険の第8期の改正ということで昨年度させていただいたところでございます、その関係で、パンフレット関係を購入させていただいた、出来合いのものでございますけれども、それを購入させていただいたということでございます。それをもって、各関係機関あるいは関係者に配布させていただいたところでございます。

続いて、241ページの健康づくり講演会委託料25万円でございますが、これにつきましては、まず健康づくり事業ということで、うちの健康づくり係のほうとのタイアップ事業の中で、健康づくり推進員の方々を中心に、あるいは町民の方を中心に講演会等を実施したものであるというように認識しております。

ただ、その参加人数については、ちょっとまだ手元に資料がございませんので、今、資料を取り寄せてから報告させていただきます。

○阿部委員長 「12番細矢誓子委員」

○細矢委員 ただいまの趣旨普及費というものの説明を受けましたけれども、そのパンフレットを購入して、買って、それを関係者の方とか、そういう関係の方にお渡ししたという説明ですけれども、これはやっぱり部数とか、あと関係者というものは、介護保険を利用し

ている私たちみたいな人にも普及されたのか。ちょっと私、この用紙を見たような記憶がなかったもので、ちょっとそういうことをお尋ねしました。

あと、その下のほうの健康づくり講演会というものは、やはりきちっと参加者の人数なんかも把握されておりますでしょうから、やはりその辺の記録をしっかりとご報告いただければと思います。多分分かると思いますけれども。

○阿部委員長 「堀米健康福祉課長」

○堀米健康福祉課長 この講演会につきましては、11月25日に、昨年度ですが、サハトベに花を会場にしまして、笑顔をつくる健康体操ということで、健康体操指導ということで、介護予防に必要な5つのキーワード、そういったタイトルの下に実施させていただきました。参加者は56名となっております。

パンフレット等につきましては、ちょっと議員の皆様方には多分布されていなかったのかなというふうには思っておりますが、町民の方全員というわけではございませんので、そういった形で広くPRさせていただいているところではございます。

○阿部委員長 「12番細矢誓子委員」

○細矢委員 去年の25日にその講演会があったというふうに今ご報告ございましたけれども、やはりなかなかコロナ禍の中で、そういう人数を集めて開催されるというのも大変なことだと思いますけれども、やはり事あるごとに健康とか、この介護予防というものは、私たちが日々日常、気づいて、いろんなことに対して向かっていかないと、やはり介護を自分が受けるようになるのはいつ、ならないように、なるべくそういうことを心がけていかなくはない事業だと思いますので、まず引き続き一生懸命やっていただきたいと思います。

また、趣旨普及費のほうですけれども、やはり、この方にお渡しして、この方にお渡ししないという、そういうものもどうなのかなという疑問がありますので、その辺はまたいろいろ工夫なされて、皆さんにそういう普及活動として、いろんなことが還元されるようになっていただければと思います。終わります。

○阿部委員長 以上で12番細矢誓子委員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり認定するに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第71号令和2年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

○阿部委員長 次に、議第72号令和2年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり認定するに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

賛成多数であります。

よって、議第72号令和2年度河北町後期高

齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

○阿部委員長 次に、議第73号令和2年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についてを議題とします。

収益的収入及び資本的収入並びに歳出全款についての質疑の通告を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決定及び認定するに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第73号令和2年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定については、原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

○阿部委員長 これをもって、本決算審査特別委員会に付託されました8議案についての審査は全て終了しました。

お諮りします。

本決算審査特別委員会は、議長を除く全議員で構成されていますので、本会議には審査経過についての報告を省略し、結果のみを報告したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本会議には結果のみを報告することとします。

これにて決算審査特別委員会を閉会することになりますが、閉会に当たり一言お礼申し

上げます。

去る9月10日から本日まで、各委員の皆様には終始慎重にご審議いただきまして、改めてお礼申し上げます。

また、不慣れな委員長で多々ご迷惑をおかけしました。深くおわび申し上げます。

当局におかれましても、終始懇切な説明に当たられましたこと、深く御礼申し上げます。

審査の過程におかれましては、各委員からの多くの提言がなされましたが、それらのことは全て町民の声であることを理解され、今後の町政に十分生かされることを強く願うものであります。

閉会に当たりまして、一言お礼の言葉とします。ありがとうございました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会します。ご協力ありがとうございました。

午前9時36分 閉 会

~~~~~

会議の経過を記載し、その相違のないことを証するためここに署名します。

令和3年9月

臨時委員長 松田 收 作

決算審査特別委員長 阿部 恭 平

会議録署名委員 石垣 光 洋

会議録署名委員 岡田 桂 司